明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一三）　一

〔省　令〕

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**九二）　三

〔告　示〕

○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（**内閣府**一〇七～一一〇）　六

○アイヌ施策推進地域計画を認定した件（**同**一一一）　七

○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（**同**一一二）

○戸籍が滅失した件（**法務**一七五）

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四一〇）

○令和二年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告に関する医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の特例（**厚生労働**三二九）　八

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**一八二八）　九

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

国家試験　九

令和二年度一級土木施工管理技術検定の実施について（国土交通省）　九

令和二年測量士試験及び測量士補試験の実施期日等について（同）　九

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁

国営大原二期土地改良事業計画、無縁墳墓等改葬関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一〇

府令・省令

○内閣府・農林水産省令第十三号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第三十四条**　（略） 2～5　（略） 6　法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第五十二条第一項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 一　中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、技術に関する研究開発及び	（専門子会社の業務等） **第三十四条**　（略） 2～5　（略） 6　法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第五十二条第一項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 一　中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をい